

# 「重信川流域住民の意見を聴く会」の開催にあたって

## 1. はじめに

「重信川流域住民の意見を聴く会」は、重信川水系河川整備計画の策定にあたり、流域住民の方々から意見を聴き、同計画に反映させることを目的として国土交通省が開催するものです。

以後、重信川流域住民の意見を聴く会を“同会”と、同会の参加者を“参加者”と称します。

## 2. 参加の方法

参加者は、原則として重信川流域の市町に在住の方とします。会場の都合により、参加者多数の場合は先着順とさせていただきます。参加に当たって事前申込みは、必要ありません。

## 3. 意見の表明

参加者は、時間の許す範囲内において同会の中で重信川水系河川整備計画に関する意見を表明することができます。

このとき、意見表明者は、住所（市町まで）・氏名を示すものとします。

## 4. 他者の意見の尊重

参加者は、他の参加者の意見表明を尊重し、他の参加者の意見表明を妨げてはなりません。

## 5. 進行秩序の確保

参加者は、同会の秩序ある進行に協力し、会議の妨げとなるような行為は慎まなければなりません。

なお、会議の秩序を乱したり、進行の妨げとなるような行為を行った場合には、事務局より退場をお願いすることがあります。

## 6. 個人情報の保護

個人情報保護の観点から、同会の運営・進行等で主催者が得た個人情報は、秘匿します。

## 7. 国土交通省の責務

国土交通省は、同会の開催方針及び運営方針を決定し、開催及び運営の責任を持つものとします。

国土交通省は、同会で表明された意見をとりまとめ、重信川水系河川整備計画策定にできる限り反映する、若しくは反映できない理由を説明する責任を持ちます。